

福崎町第3期障がい福祉計画



2012(平成24)年3月

兵庫県福崎町

目 次

第1章 計画の概要	1
1. 計画の趣旨	1
2. 計画の位置付け	3
3. 計画の期間	3
4. 計画における障がい者の定義	3
第2章 本町の障がい者の状況	4
1. 人口等の状況	4
2. 障がい者の状況	5
第3章 前期計画期間の実績	12
1. 数値目標	12
2. 障がい程度区分およびサービス支給決定の状況	13
3. 障がい福祉サービスの提供	14
4. 地域生活支援事業の実施	15
第4章 平成26年度の数値目標	16
1. 施設入所者の地域生活移行	16
2. 福祉施設から一般就労への移行	17
第5章 障がい福祉サービスの見込み	20
1. 訪問系サービス	20
2. 日中活動系サービス	20
3. 居住系サービス	24
4. 相談支援	25
第6章 地域生活支援事業の見込み	26
1. 必須事業	26
2. 任意事業	29
第7章 サービス見込み量確保の方策	31
1. 訪問系サービス	31
2. 日中活動系サービス	31
3. 居住系サービス	31
4. 相談支援	31
5. 地域生活支援事業	32
第8章 計画の推進	33
1. 計画の進行管理及び評価	33
2. 連携体制の強化	33
3. 障がい福祉サービスについての情報提供	33
4. サービスの質の確保	33

【資料】

用語解説	35
第2次福崎町障がい者プラン及び第3期障がい福祉計画策定経過	39
福崎町障がい者プラン及び福崎町障がい福祉計画策定委員名簿	40
福崎町障がい者福祉プラン及び福崎町障がい福祉計画策定委員会設置要綱	41

※一般に「障害」と使われている言葉を「障がい」と記す場合が多くなってきました。この計画においても、「障がい」という表記を使用し、読みやすく親しみやすいようにすることにしました。

第 1 章 計画の概要

1. 計画の趣旨

平成 18 年度に障がい者自立支援法が施行され、市町村には障がい福祉サービス、相談支援および地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（市町村障がい福祉計画）の策定が義務づけられました。

このため本町においても、平成 19 年 3 月に「福崎町第 1 期障がい福祉計画(平成 18～20 年度)」、平成 21 年 3 月に「福崎町第 2 期障がい福祉計画(平成 21～23 年度)」を策定し、障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、サービス提供体制の確保に努めてきました。

第 1 期および第 2 期計画では、国の定めた基本的な指針に基づき、現行の施設・事業が新体系への移行を完了する平成 23 年度に向け、地域生活への移行などの数値目標を設定するとともに、各年度におけるサービス量等を見込み、必要なサービスが確保されるよう基盤整備を行ってきました。

この間、政府は障がい者自立支援法の廃止を明言した上で、それに代わる新たな「障がい者総合福祉法（仮称）」の創設に向け、内閣府に「障がい者制度改革推進会議」及び「総合福祉部会」を設置して、障がい者福祉施策の見直しを進めています。

それを受けて、平成 22 年 12 月に「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障がい保健福祉施策を見直すまでの間において障がい者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が制定され、「障がい者総合福祉法（仮称）」策定までの「つなぎ法案」として、障がい者自立支援法の改正が行なわれました。

さらに、障がい者の定義の見直しや、地域社会における共生、差別の禁止、合理的配慮などを新たに盛り込んだ障がい者基本法の一部改正や、「障がい者虐待の防止、障がい者の養護者に対する支援等に関する法律」（いわゆる「障がい者虐待防止法」）の成立といった法改正が進められています。

本計画は、これらの動向および国、県の基本指針を踏まえつつ、前計画の進捗状況等の分析・評価を行ったうえで課題を整理し、障がいのある人の自立生活とサービスの基盤整備を着実に推進するため、上位計画である「第 2 次福崎町障がい者プラン」との整合を図りながら、平成 26 年度を目標として策定するものです。

【概要】

「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障がい保健福祉施策を見直すまでの間において障がい者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」の概要

項 目	内 容
①法律の趣旨 (平成 22 年 12 月 10 日施行)	障がい者制度改革推進本部における検討を踏まえて、障がい保健福祉分野を見直すまでの間における障がい者等の地域生活支援のための法改正
②利用者負担の見直し (平成 24 年 4 月 1 日施行)	利用者負担について、原則応能負担に障がい福祉サービスと補装具費の利用者負担を合算
③障がい者の範囲の見直し (平成 22 年 12 月 10 日施行)	発達障がい、障がい者自立支援法の対象となることを明確化
④相談支援の充実 (平成 24 年 4 月 1 日施行)	相談支援体制の強化 ・ 基幹相談支援センターの設置 ・ 「自立支援協議会」を法律上に位置づけ ・ 支給決定プロセスの見直し（サービス等利用計画案を勘案）
⑤障がい児支援の強化 (平成 24 年 4 月 1 日施行)	児童福祉法で基本としている身近な地域での支援の充実 ・ 障がい種別等で分かれている施設の一元化 ・ 通所サービスの実施主体を市町村へ移行 ・ 放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設
⑥地域における自立した生活のための支援の充実 (平成 23 年 10 月 1 日施行)	グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設 重度の視覚障がい者の移動を支援するサービスの創設

2. 計画の位置付け

(1) 法的な位置づけ

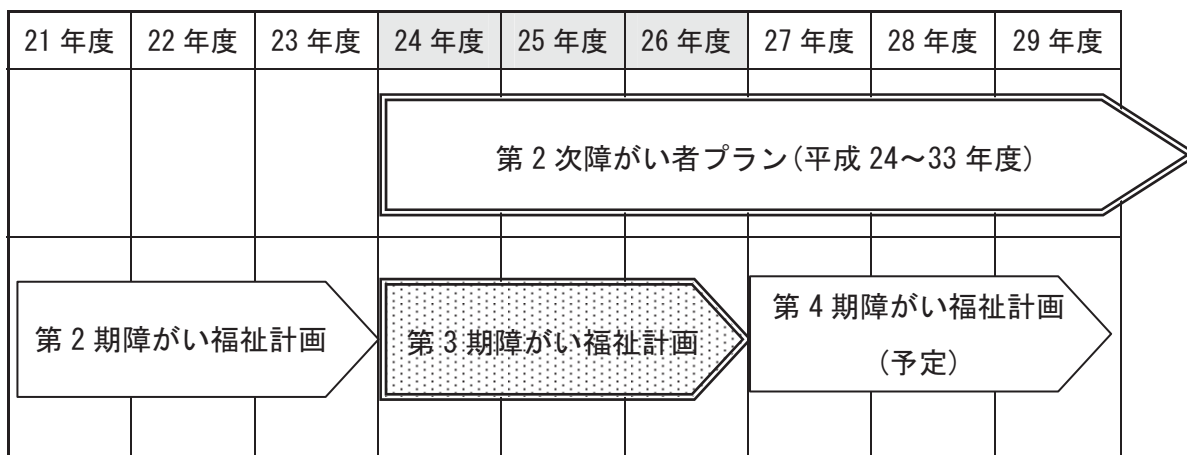
第3期障がい福祉計画は、障がい者自立支援法第88条に基づく「市町村障がい福祉計画」として位置づけられます。

(2) 町の計画における位置づけ

この計画は、障がい者基本法に基づいて平成24年3月に策定した「第2次福崎町障がい者プラン」の実施計画として位置づけられます。また、他の関連する分野別計画との整合性を保つものとしします。

3. 計画の期間

障がい福祉計画は、計画期間が3年間と定められていることから、平成24年度（2012年度）から平成26年度（2014年度）までを計画期間として策定します。



4. 計画における障がい者の定義

本計画における「障がいのある人」または「障がい者」とは、障がい者自立支援法第4条に規定されている（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がい者を含む））とします。

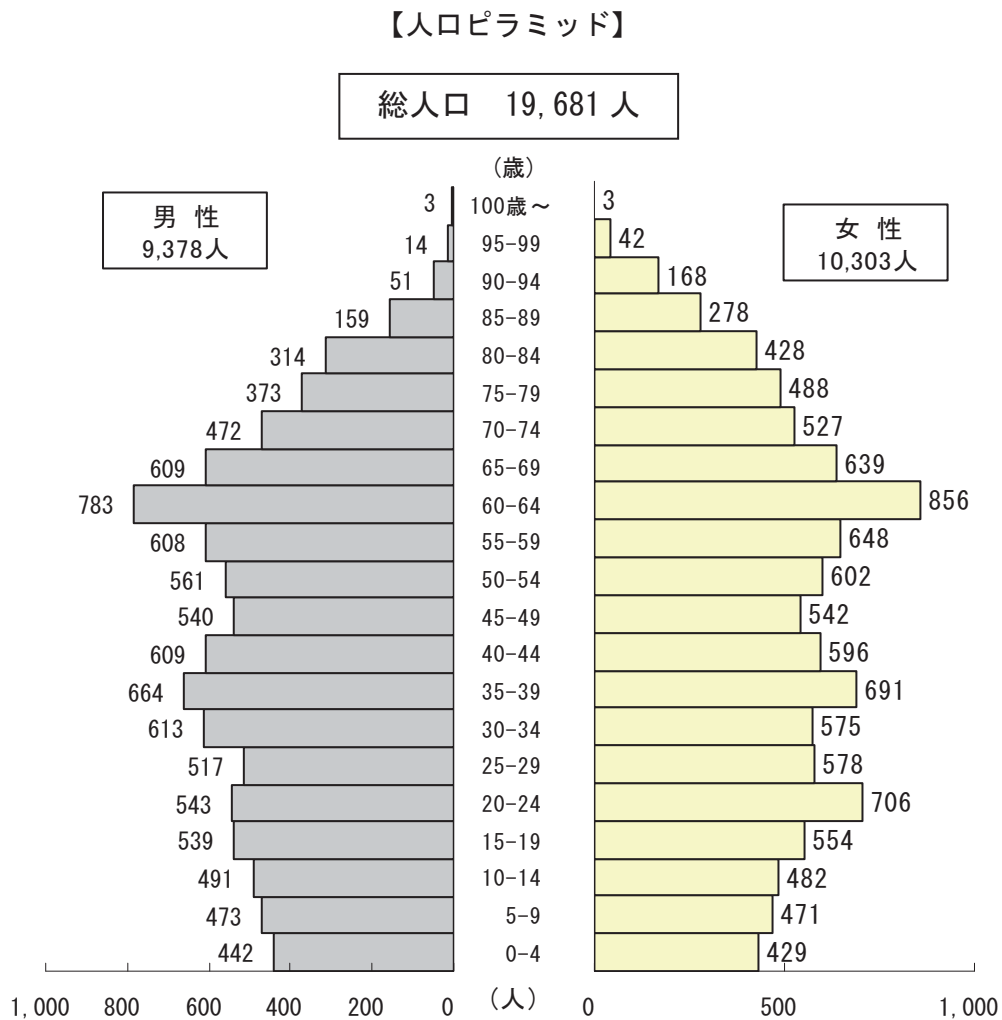
第2章 本町の障がい者の状況

1. 人口等の状況

(1) 総人口

平成23年9月1日現在の本町の総人口をみると、男性は9,378人、女性は10,303人の合計19,681人となっています。

年齢階層別にみると、第一次ベビーブーム世代の「60～64歳」が男女とも最も多くなっています。



*外国人を含む

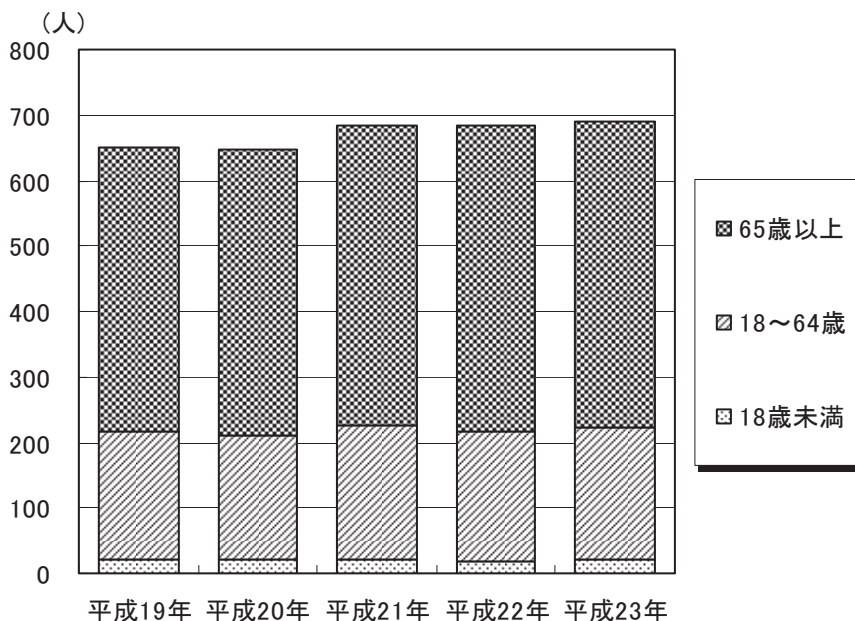
資料：福崎町住民生活課調べ

2. 障がい者の状況

(1) 身体障がい者手帳所持者の状況（年齢階層別）

本町の身体障がい者手帳所持者は、平成23年3月31日現在689人で、平成19年以降、やや増加傾向にあります。

年齢別でみると、「65歳以上」が多く、平成23年3月31日現在467人で全体の67.8%を占めています。

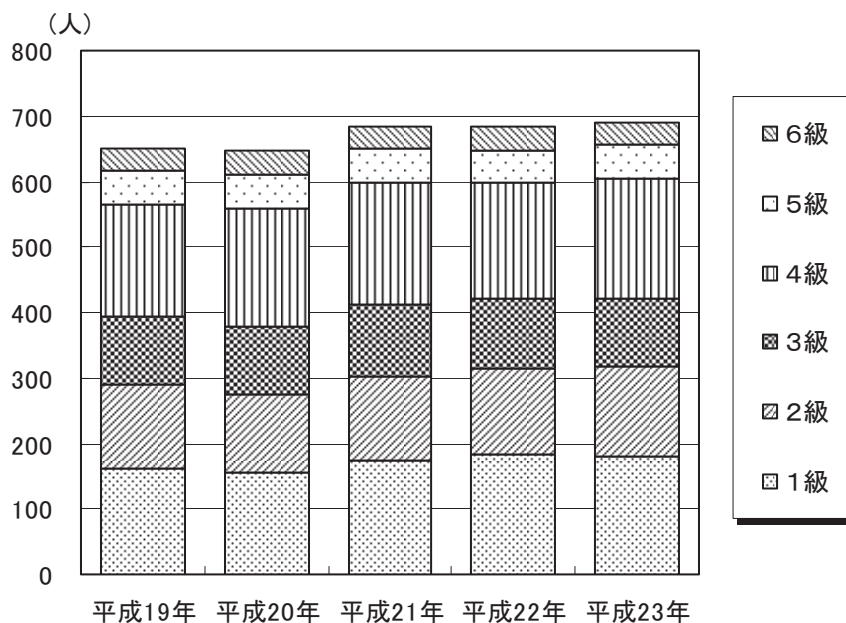


		平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
人数	18歳未満	21	21	20	19	20
	18～64歳	197	189	205	199	202
	65歳以上	433	436	460	466	467
	合計	651	646	685	684	689

資料：福崎町健康福祉課/各年3月31日現在

(2) 身体障がい者手帳所持者の状況（等級別）

身体障がい者手帳所持者を等級別にみると「4級」が最も多く、また1級と2級を合わせた重度の障がいのある人は、平成23年3月31日現在317人で全体の46.0%を占めています。

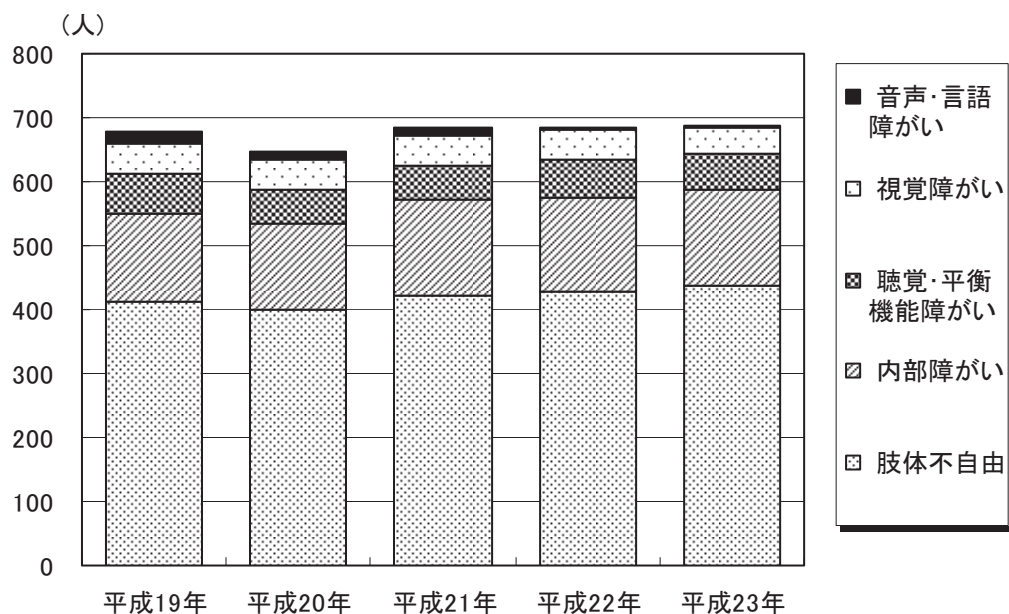


		平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
人 数	1 級	161	155	173	182	180
	2 級	128	121	129	131	137
	3 級	106	103	111	108	104
	4 級	171	180	186	176	185
	5 級	51	51	51	51	49
	6 級	34	36	35	36	34
	合 計	651	646	685	684	689

資料：福崎町健康福祉課調べ/各年3月31日現在

(3) 身体障がい者手帳所持者の状況（障がい種別）

身体障がい者手帳所持者を障がい種別で見ると、「肢体不自由」が最も多く、平成23年3月31日現在436人で全体の63.3%を占めています。また「内部障がい」も150人(21.8%)で比較的多いことがわかります。

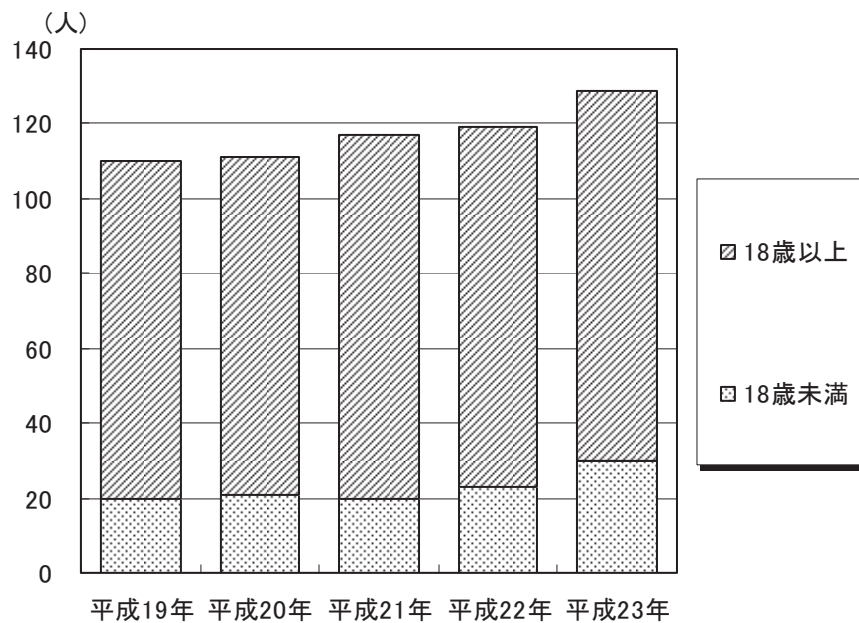


		平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
人数	肢体不自由	413	400	421	427	436
	内部障がい	137	133	151	149	150
	聴覚・平衡機能障がい	62	53	54	59	58
	視覚障がい	47	47	46	45	40
	音声・言語障がい	18	13	13	4	5
	合計	677	646	685	684	689

資料：福崎町健康福祉課調べ/各年3月31日現在

(4) 療育手帳所持者の状況（年齢階層別）

療育手帳所持者は、平成23年3月31日現在129人で、年々増加傾向がみられます。そのうち「18歳以上」が99人（76.7%）を占めています。

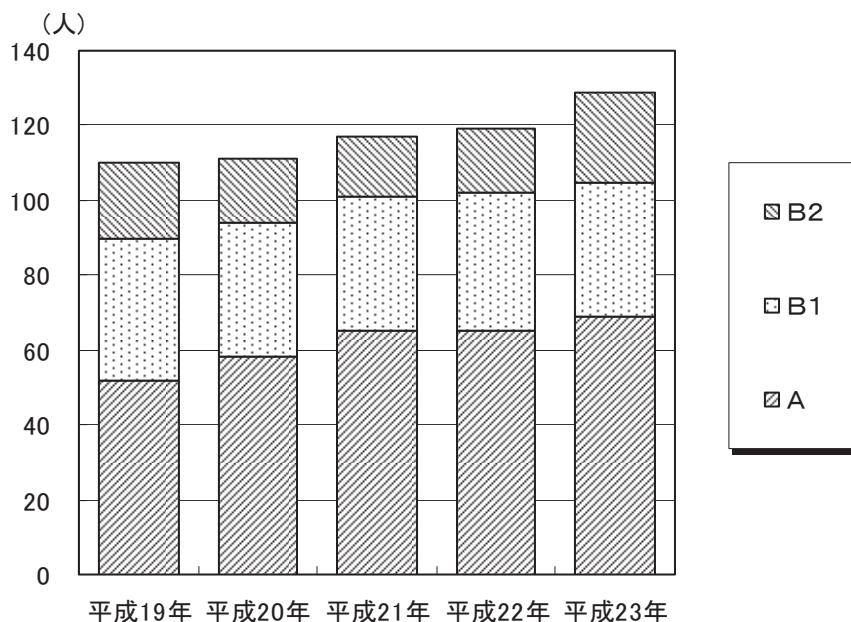


		平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
人数	18歳未満	20	21	20	23	30
	18歳以上	90	90	97	96	99
	合計	110	111	117	119	129

資料：福崎町健康福祉課調べ/各年3月31日現在

(5) 療育手帳所持者数の状況

療育手帳所持者を判定別にみると、「A判定」が最も多く、平成23年3月31日現在69人(53.5%)となっています。

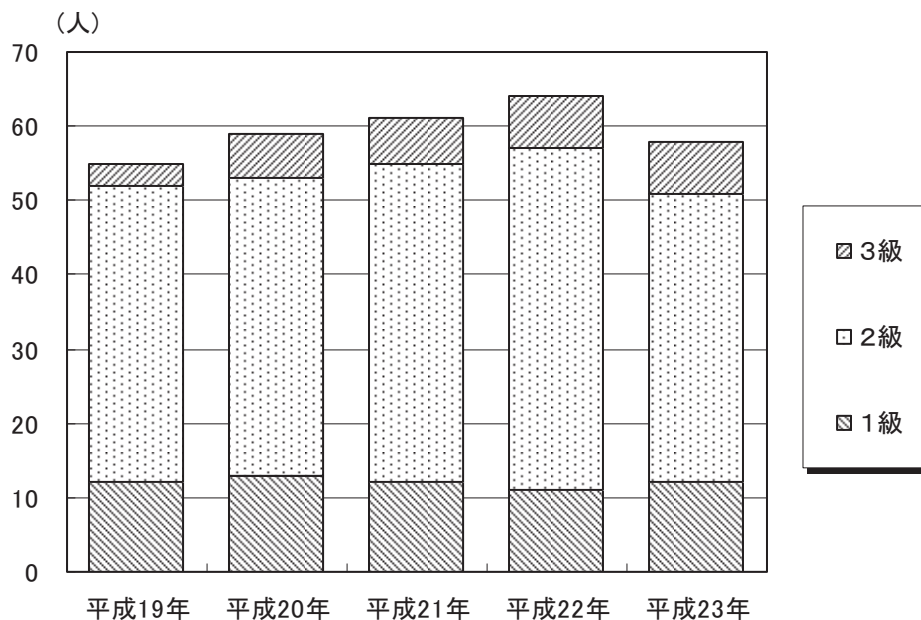


		平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
人数	A	52	58	65	65	69
	B1	38	36	36	37	36
	B2	20	17	16	17	24
	合計	110	111	117	119	129

資料：福崎町健康福祉課調べ/各年3月31日現在

(6) 精神障がい者保健福祉手帳所持者の状況

精神障がい者保健福祉手帳所持者は、平成 23 年 3 月 31 日現在 58 人です。
等級別にみると、「2 級」が最も多く 39 人（67.2%）を占めています。

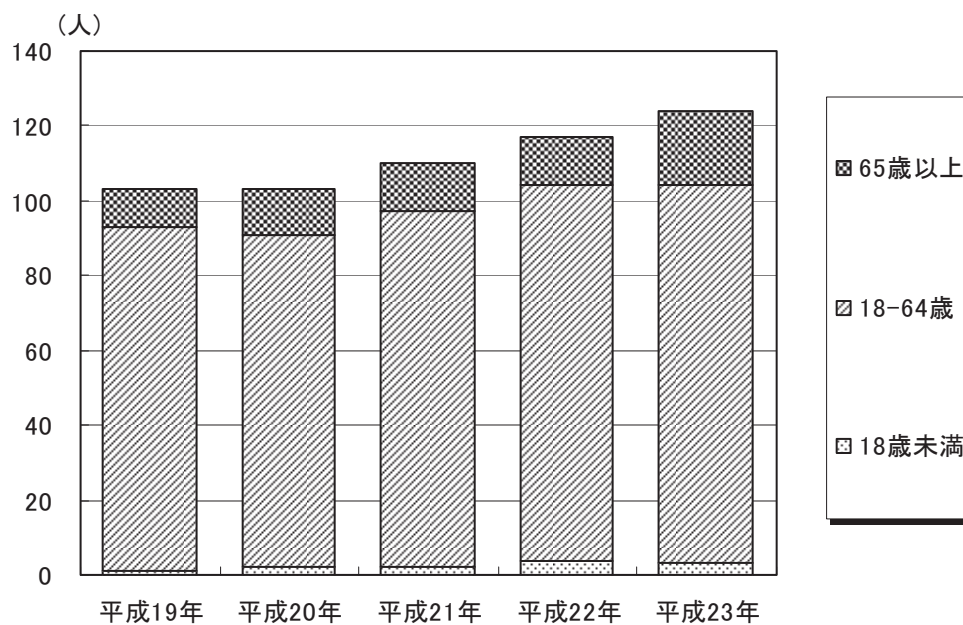


		平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
人 数	1 級	12	13	12	11	12
	2 級	40	40	43	46	39
	3 級	3	6	6	7	7
	合 計	55	59	61	64	58

資料：福崎町健康福祉課調べ/各年 3 月 31 日現在

(7) 自立支援医療費申請者の推移

精神疾患による自立支援医療費の申請者数は、平成 18 年度以降、増加傾向にあり、平成 23 年 3 月 31 日現在 124 人となっています。また年齢別では、「18～64 歳」が 101 人（81.5%）となっています。



		平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
人 数	18 歳未満	1	2	2	4	3
	18～64 歳	92	89	95	100	101
	65 歳以上	10	12	13	13	20
	合 計	103	103	110	117	124

資料：福崎町健康福祉課調べ/各年 3 月 31 日現在

第3章 前期計画期間の実績

1. 数値目標

第2期障がい福祉計画において設定した数値目標と実績値は次のとおりです。

施設入所者数は、目標値の24人を5人上回っており、減少見込み数および地域生活移行数はいずれも目標2人に対して1人となっています。

退院可能な精神障がい者の地域生活への移行については、目標2人に対して3人となっています。

福祉施設利用から一般就労への移行については、目標値2人に対して、実績値は1人となっています。

1. 施設入所者の地域生活への移行

	目標値(A) 平成23年度	実績値(B) 平成24年3月31日	比率(B/A)
施設入所者数	24	27	112.5%
減少見込み数	2	1	50.0%
地域生活移行数	2	1	50.0%

2. 退院可能な精神障がい者の地域生活への移行

	目標値(A) 平成23年度	実績値(B) 平成24年3月31日	比率(B/A)
減少数	2	3	150.0%

3. 福祉施設利用から一般就労への移行

	目標値(A) 平成23年度	実績値(B) 平成24年3月31日	比率(B/A)
一般就労移行者数	2	1	50.0%

2. 障がい程度区分およびサービス支給決定の状況

(1) 障がい程度区分の認定状況

障がい者自立支援法に基づき、障がい福祉サービスの支給決定にあたって、様々な状態の障がいのある人が支援の必要度に応じて公平にサービスを受けられるよう、障がいの程度に関する尺度として障がい程度区分の認定を行っています。

平成23年10月現在で、80人が認定を受けており、そのうち身体障がい者17人、知的障がい者54人、精神障がい者9人となっています。

(単位：人)

	計	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	区分なし
全 体	80	10	16	20	14	16	4	0
身体障がい者	17	1	3	3	4	6	0	1
知的障がい者	54	8	8	14	10	10	4	1
精神障がい者	9	1	5	3	0	0	0	2

(2) サービス支給決定および受給の状況

第2期計画期間におけるサービス支給決定の状況をみると、平成21年4月に93人だったものが平成23年10月には116人となっています。

また、支給決定を受けてサービスを利用した人(受給者)は、平成23年10月に101人となっています。

(単位：人)

		平成21年4月	平成23年10月
全 体	支給決定者	93	116
	受 給 者	86	101
身体障がい者	支給決定者	15	17
	受 給 者	13	17
知的障がい者	支給決定者	47	54
	受 給 者	45	51
精神障がい者	支給決定者	4	8
	受 給 者	4	7
障 が い 児	支給決定者	27	37
	受 給 者	24	26

3. 障がい福祉サービスの提供

第2期障がい福祉計画において設定した障がい福祉サービスの見込値と実績値は、次のとおりです。

単位：時間/月

訪問系サービス	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績見込み
居宅介護	169.0	68.0	190.0	72.0	212.0	100.0
重度訪問介護						
行動援護						
重度障がい者等包括支援						

※訪問系サービスについては、サービスごとに分けずに見込値を設定しています。

単位：人日/月

日中活動系サービス	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績見込み
生活介護	176	119	814	317	924	814
児童デイサービス	42	42	42	44	45	55
自立訓練（機能訓練）	0	19	0	0	22	30
自立訓練（生活訓練）	0	0	0	0	22	0
就労移行支援	0	0	22	12	44	66
就労継続支援（A型）	0	0	0	0	0	0
就労継続支援（B型）	198	115	330	183	352	374
療養介護	0	0	0	0	0	0
短期入所	55	23	62	38	71	40
旧法通所施設サービス	220	190	22	150	0	0

単位：人/月

居住系サービス	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績見込み
共同生活援助（グループホーム） 共同生活介護（ケアホーム）	5	5	6	6	13	6
施設入所支援	8	7	21	21	24	27
旧法入所施設	17	20	4	17	0	0

単位：人

指定相談支援	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績見込み
サービス利用計画作成	1	0	2	0	4	0

4. 地域生活支援事業の実施

第2期障がい福祉計画において設定した地域生活支援事業の見込値と実績値は、次のとおりです。

相談支援事業	単位	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績見込み
障がい者相談支援事業	か所	1	1	1	1	1	1
地域自立支援協議会	実施の有無	有	有	有	有	有	有
市町村相談支援機能強化事業		-	-	-	-	有	-
住宅入居等支援事業		-	-	-	-	-	-
成年後見制度利用支援		有	有	有	有	有	有

コミュニケーション支援	単位	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績見込み
手話通訳者派遣事業	人	3	2	3	4	3	3

日常生活用具給付	単位	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績見込み
介護訓練支援用具	件	0	0	0	1	0	0
自立生活支援用具	件	3	3	3	2	3	2
在宅療養等支援用具	件	1	3	1	2	2	1
情報・意思疎通支援用具	件	5	2	5	1	5	2
排せつ管理支援用具	件	153	290	168	258	183	270
住宅改修	件	1	0	1	2	1	0
計	件	163	298	178	266	194	275

移動支援事業	単位	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績見込み
利用者数	人	9	6	10	6	11	8
延べ時間数	時間	470	270	520	160	570	230

日中一時支援事業	単位	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績見込み
実施箇所	か所	4	3	4	3	5	3
実人数	人	22	20	23	26	25	19

地域活動支援センター	単位	平成21年度		平成22年度		平成23年度		
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績見込み	
全体	実施箇所	か所	2	1	2	1	4	0
	実人数	人	5	2	5	2	9	0
I型	実施箇所	か所	1	1	1	1	1	0
Ⅲ型	実施箇所	か所	1	0	1	0	3	0

第4章 平成26年度の数値目標

地域生活への移行を進める観点から、現在、福祉施設に入所している障がい者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームやケアホーム、一般住宅等に移行する人の数を見込み、その上で平成26年度末の段階において地域生活に移行する人の数値目標を設定します。

なお、旧「身体障がい者更生施設」については、第2期計画まで基準値（H17.10）・目標値の入所者数から除外していましたが、新体系に移行すると種別区分が困難になることから、第3期計画から基準値・目標値に算入しています。また、児童福祉法の改正により、18歳以上の入所者について障がい者自立支援法に基づく障がい者支援施設等として利用させることとした施設を除いて設定しています。

1. 施設入所者の地域生活移行

第1期計画作成時点（平成17年10月1日現在）の入所者22人のうち1人が、平成26年度末までに地域生活へ移行する一方で、施設入所が必要な待機者等を入所させることにより、差し引き、4人を減少させることを目標とします。

項目	数値	考え方
第1期計画策定時点の施設入所者数（A）	22人	平成17年10月1日の全施設入所者
目標年度入所者数（B）	26人	平成26年度末時点の利用人員
【目標値】 入所者削減見込（A-B）	-4人	差引減少見込み数
【目標値】 地域生活移行者数	4人	施設入所からグループホーム・ケアホーム等へ地域移行する者の数

■国の指針

- ・平成17年10月1日時点の施設入所者数の3割以上が地域生活へ移行することを基本
- ・平成26年度末の施設入所者数を平成17年10月1日時点の施設入所者から、1割以上削減

■県の指針

- ・ 移行支援の強化により、「基準値の2割」に設定
- ・ 目標値としては、地域移行・定着の強化により、「基準値の1割」に設定

施設入所者の地域生活移行を推進するために、県の指針に基づき町営住宅等を活用した「グループホーム等」のサービス量を設定する必要がありますが、町の実情から見込んでいません。

2. 福祉施設から一般就労への移行

平成26年度において、福祉施設利用者のうち就労移行支援事業等を通じて同年度中に一般就労に移行する人の数値目標を設定します。

本町の福祉施設利用者の中で、平成17年度に一般就労により退所した方はいませんでした。平成26年度中に一般就労に移行する人数の目標は、3人とします。

項目	数値	考え方
平成17年度の一般就労移行者数	0人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
【目標値】目標年度の一般就労移行者数	3人	平成26年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数

■国の指針

- ・ 平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上

■県の指針

- ・ 基準値（平成17年度）の4.0倍に数値を設定

【目標達成に向けた取組】

① 県・市町による知的・精神障がい者の雇用推進

福祉施設利用者の一般就労への移行を推進するために、県の指針に基づき、町における知的・精神障がいのある人の雇用者数（短期雇用・職場実習等を含む）の目標値を設定します。

	市町で雇用している障がい者（正規・非正規・実習）			
平成 26 年度 目標値	3 人	うち身体 障がい者	うち知的 障がい者	うち精神 障がい者
		1 人	1 人	1 人

②福祉施設との随意契約等による市町事業委託等

県の指針に基づき、福祉施設との随意契約等による市町事業委託について目標値を設定します。

	福祉施設との随意契約等による市町事業委託	
平成 26 年度 目標値	件数（件／年）	金額（千円／年）
	3	500

③就労移行支援事業

福祉施設利用者の一般就労への移行を推進するために、平成 26 年度における就労移行支援事業の利用者数の目標値を 1 人とします。

項目	数値	考え方
平成26年度末の福祉施設利用者数	65人	平成26年度末において福祉施設を利用する者の数
【目標値】目標年度の就労移行支援事業の利用者数	1人	平成26年度末において就労移行支援事業を利用する者の数

■国の指針

- ・平成 26 年度末における福祉施設の利用者のうち、2 割以上の者が就労移行支援事業を利用

④就労継続支援（A型）事業

国の指針に基づき、平成 26 年度における就労継続支援（A型）事業の利用者数の目標値を設定する必要がありますが、町内および近隣市町所在の事業所の実情から下記の通り見込みます。

項目	目標値	考え方
平成26年度末の就労継続支援 (A型)事業の利用者(A)	1人	平成26年度末において就労継続支援 (A型)事業を利用する者の数
平成26年度末の就労継続支援 (B型)事業の利用者	21人	平成26年度末において就労継続支援 (B型)事業を利用する者の数
平成26年度末の就労継続支援 (A型+B型)事業の利用者(C)	22人	平成26年度末において就労継続支援 (A型+B型)事業を利用する者の数
【目標値】目標年度の就労継続 支援(A型)事業の利用者の割合 (A) / (C)	4.5%	平成26年度末において就労継続支援 事業を利用する者のうち、就労継続支 援(A型)事業を利用する者の割合

■ 国の指針

- ・平成26年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3割は就労継続支援(A型)事業を利用



第5章 障がい福祉サービスの見込み

1. 訪問系サービス

居宅介護では、障がいのある人の家庭に対してヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や洗濯・掃除などの家事援助を行います。重度訪問介護では、重度の肢体不自由者で常時介護を要する人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、生活全般にわたる介護のほか、外出時における移動中の介護を行います。

同行援護では、移動が困難な視覚障がいのある人に対して、外出時において同行し、移動の援護を行います。

行動援護では、知的障がいまたは精神障がいによって行動上著しい困難があるため、常時介護が必要な人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出時における移動中の介護を行います。

重度障がい者等包括支援では、障がい程度区分6（児童については区分6相当）で意思の疎通に著しい困難をとまなう人に対して、居宅介護などの複数のサービスを包括的にを行います。

■サービス見込み量

居宅介護を中心に利用実績が増加し同行援護が創設されたこともあり、今後も利用者数、利用時間ともに増加することが予想されることから、平成26年度に20人/月、510時間/月の利用を見込みます。

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障がい者等包括支援	実利用者(人/月)	16	19	20
	利用時間(時間/月)	260	435	510

2. 日中活動系サービス

① 生活介護

常時介護が必要であり、障がい程度区分3以上である人、または年齢50歳以上で障がい程度区分2以上である人に対して、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

■サービス見込み量

第2期計画期間に旧体系から新体系事業所への移行促進が図られまた新規事業所が町内で整備されたことから利用実績が大幅に増加しました。今後は伸びがやや鈍化すると予想されることから、平成26年度に41人/月、946日/月の利用を見込みます。

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
生活介護	実利用者(人/月)	37	40	41
	利用日数(日/月)	858	924	946

② 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

機能訓練では地域生活を営むうえで身体機能・生活能力の維持・向上などの支援が必要な身体障がいのある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

生活訓練では地域生活を営むうえで生活能力の維持・向上などの支援が必要な知的や精神に障がいのある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

■サービス見込み量

第2期計画期間の利用実績および町内や近隣市町所在事業所のサービス提供体制等から、平成26年度に機能訓練は1人/月、22日/月、生活訓練は1人/月、22日/月の利用を見込みます。

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
機能訓練	実利用者(人/月)	2	1	1
	利用日数(日/月)	30	22	22
生活訓練	実利用者(人/月)	1	1	1
	利用日数(日/月)	22	22	22

③ 就労移行支援

一般就労などを希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じて企業などへの雇用または在宅就労等が見込まれる65歳未満の人を対象に、一定期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。

■サービス見込み量

第2期計画期間の利用実績および町内や近隣市町所在事業所のサービス提供体制を勘案し、平成26年度に1人/月、22日/月の利用を見込みます。

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
就労移行支援	実利用者(人/月)	3	2	1
	利用日数(日/月)	66	44	22

④ 就労継続支援（A型・B型）

就労継続支援A型では就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に対して、雇用契約を締結し、就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労継続支援B型では企業などや就労継続支援A型での就労経験がある人であって、年齢や体力面で雇用されることが困難になった人、就労移行支援を利用したが、企業や就労継続支援A型の雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人などを対象に、就労の場を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。

■サービス見込み量

就労継続支援A型は、町内に整備されておらず、近隣市町においても通所が可能な事業所が少ないが、平成26年度に1人/月、22日/月の利用を見込みます。

就労継続支援B型は、特別支援学校卒業生や就労移行支援からの移行者の利用等を勘案し、平成26年度に21人/月、484日/月の利用を見込みます。

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
就労継続支援 A型	実利用者(人/月)	0	0	1
	利用日数(日/月)	0	0	22
就労継続支援 B型	実利用者(人/月)	20	20	21
	利用日数(日/月)	462	462	484

⑤ 療養介護

病院などへの長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人であって①障がい程度区分6で、気管切開をともなう人工呼吸器による呼吸管理を行っている人、②障がい程度区分5

以上である筋ジストロフィー患者または重度心身障がい者を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。

■サービス見込み量

現在、利用はありませんが、利用ニーズ等を勘案し、平成 26 年度に 1 人/月の利用を見込みます。

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
療養介護	実利用者(人/月)	0	1	1

⑥ 放課後等デイサービス

放課後や夏休み等における居場所の確保を図る観点から、就学している障がいのある子どもに対して、単なる居場所としてだけでなく、必要な訓練や指導などの療育を行います。

■サービス見込み量

第 2 期計画期間の児童デイサービスの利用実績および利用ニーズ等を勘案し、平成 26 年度に実利用者 17 人/月、延利用者 68 人/月を見込みます。

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
放課後等 デイサービス	実利用者(人/月)	15	16	17
	延利用者(人/月)	60	64	68

⑦ 児童発達支援

主に就学前で、療育指導が必要と判断した子どもを対象に、日常生活における基本的な動作を取得し、集団生活に適応できるよう、身体及び精神の状況や環境に応じて適切な訓練を行います。

■サービス見込み量

町内や近隣市町所在事業所のサービス提供体制、今後のニーズ等を勘案し、平成 26 年度に実利用者 13 人/月、延利用者 72 人/月を見込みます。

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
児童発達支援	実利用者(人/月)	11	12	13
	延利用者(人/月)	55	66	72

⑧ 短期入所

居宅で介護する人が病気などの理由により、障がい者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障がいのある人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

■サービス見込み量

第2期計画期間の利用実績および利用ニーズ等を勘案し、平成26年度に実利用者13人/月、延利用者65人/月を見込みます。

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
短期入所	実利用者(人/月)	10	11	13
	延利用者(人/月)	50	55	65

3. 居住系サービス

① 共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）

グループホームでは就労し、または就労継続支援などの日中活動を利用している知的や精神に障がいのある人であって、日常生活上の援助を必要とする人を対象に、地域において自立した日常生活に向けて援助を行います。

ケアホームでは生活介護や就労継続支援などの日中活動を利用している障がいのある人であって、日常生活上の支援を必要とし、障がい程度区分2以上である人を対象に、地域において自立した日常生活に向けて介護や支援を行います。

■サービス見込み量

第2期計画期間の利用実績および町内や近隣市町所在事業所の整備の見込み等を勘案し、平成26年度に実利用者7人/月を見込みます。

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
共同生活援助 共同生活介護	実利用者(人/月)	6	7	7
	定員数(人)	6	7	7

② 施設入所支援

自立訓練もしくは就労移行支援の対象者のうち、生活能力により単身での生活が困難な人、地域の社会資源などの状況により通所することが困難な人または生活介護の対象者に対して、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

■サービス見込み量

第2期計画期間の利用実績、利用ニーズおよび地域移行の目標値等を勘案し、平成26年度に実利用者26人/月を見込みます。

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
施設入所支援	実利用者(人/月)	27	26	26

4. 相談支援

計画相談支援は、障がい福祉サービスまたは地域相談支援を利用する障がいのある人が、サービスを適切に利用できるよう、ケアマネジメントによりサービス利用計画を作成します。

地域移行支援は、施設に入所している障がいのある人および入院中の精神に障がいのある人に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談を行います。

地域定着支援は、一人暮らしの障がいのある人等に対して、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性によって生じた緊急の事態等への対応を行います。

■サービス見込み量

今後の施設退所者の利用等を勘案し、サービスを利用するすべての方に対し、計画作成が必要なことから平成26年度に計画相談支援は実利用者30人/月、地域移行支援は1人/月、地域定着支援は4人/月を見込みます。

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画相談支援	実利用者(人/月)	2	20	30
地域移行支援		1	1	1
地域定着支援		1	2	4

第6章 地域生活支援事業の見込み

地域生活支援事業は、障がいのある人がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施することで、障がいのある人の福祉の増進を図ることを目的としています。

地域生活支援事業には、法律上実施しなければならない事業（必須事業）と、市町村の判断により実施する事業（任意事業）とがあります。

1. 必須事業

（1）相談支援事業

相談支援事業では相談、福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）、社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、権利擁護のために必要な援助、専門機関の紹介、地域自立支援協議会の運営などを行います。

① 障がい者相談支援事業

障がいのある人等の福祉に関する問題に対して相談に応じ、必要な情報及び助言などを行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。

また、地域自立支援協議会を中核にし、地域のさまざまな相談機能を生かしながら、障がい種別に対応できる総合的な相談窓口の設置に努めていきます。

② 市町村相談支援機能強化事業

町における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を町等に配置することにより、相談支援機能の強化を図ります。

③ 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

賃貸契約による一般住宅への入居にあたって、保証人がいないなどの理由により入居が困難で支援が必要な障がいのある人について、入居に必要な調整などに関する支援や、家主等への相談・助言などを行い、障がいのある人の地域生活の支援に努めます。

④ 成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスの利用などの視点から、成年後見制度の利用が有効と認められる人に対し、成年後見制度の利用を支援するために、関係施設などと連携し、普及啓発を推進します。また、今後も広報やホームページなどを活用し、制度内容の周知にも努めます。

■サービス見込み量

障がい者相談支援事業については、町および近隣市町所在事業所に委託し相談窓口を整備するとともに、関係機関との連携を図り適切な援助に努めます。また、地域自立支援協議会の活用等による相談支援ネットワークを通じて、障がいのある人に対する虐待防止を図ります。

成年後見制度の利用支援については、町長が代わって後見人等の開始の審判請求を行い、必要な経費の一部または全部を助成する事により障がいのある人の権利擁護を図ります。

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
障がい者相談支援事業	か所	1	3	5
地域自立支援協議会	実施の有無	有	有	有
市町村相談支援機能強化事業		—	—	有
住宅入居等支援事業		—	—	有
成年後見制度利用支援事業		有	有	有

(2) コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人を対象に、手話通訳者・要約筆記者を派遣する事業などを通じて、意思疎通を図ることに支障がある人等とその他の人の意思疎通を仲介します。

■サービス見込み量

第 2 期計画期間の利用実績、利用ニーズ等を勘案し、下記のとおり見込みます。

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
手話通訳者派遣事業	実利用者(人)	3	3	4
	延べ件数(回)	16	17	19
要約筆記者派遣事業	実利用者(人)	1	1	2
	延べ件数(回)	2	2	4

(3) 日常生活用具給付等事業

重度の身体や知的に障がいのある人や子ども、精神に障がいのある人であって、当該用具を必要とする人に対し、日常生活上の便宜を図るための用具を給付または貸与します。

■サービス見込み量

第2期計画期間の利用実績、利用ニーズ等を勘案し、下記のとおり見込みます。

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
日常生活用具給付等事業	件数	280	286	290
介護訓練支援用具	件数	1	1	1
自立生活支援用具	件数	2	2	2
在宅療養等支援用具	件数	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	件数	2	3	2
排せつ管理支援用具	件数	272	277	282
住宅改修	件数	1	1	1

(4) 移動支援事業

障がいのある人が、円滑に外出することができるよう、移動支援を実施し、社会生活上不可欠な外出を円滑に行い、地域における自立した生活や余暇活動などへの社会参加を促進していきます。

■サービス見込み量

第2期計画期間の利用実績、利用ニーズ等を勘案し、下記のとおり見込みます。

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
移動支援事業	実利用者(人/年)	9	11	11
	延利用時間(時間/年)	240	250	260

(5) 地域活動支援センター事業

各機能を備えたセンターを通じて、創作的活動または生産活動などの機会を提供し、地域生活支援の促進を図ります。

「I型」… 専門職員(精神保健福祉士等)を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との

連携強化 のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいのある人に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。

「Ⅱ型」… 地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを提供します。

「Ⅲ型」… 利用者 10 人以上、概ね 5 年以上の実績、法人格等の要件を満たす小規模作業所等です。

■サービス見込み量

現在、町内には地域活動支援センターが設置されていません。今後の利用ニーズ、小規模作業所からの移行計画及びセンターの定員等を勘案し、平成 26 年度に 1 箇所（うち町内 0 箇所、町外 1 箇所）で実施し、1 人/年の利用を見込みます。

			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
全体		実施箇所	1	1	1
		実人数(人/年)	1	1	1
Ⅰ型	町内	実施箇所	0	0	0
	町外	実施箇所	1	1	1
Ⅱ型	町内	実施箇所	0	0	0
	町外	実施箇所	0	0	0
Ⅲ型	町内	実施箇所	0	0	0
	町外	実施箇所	0	0	0

2. 任意事業

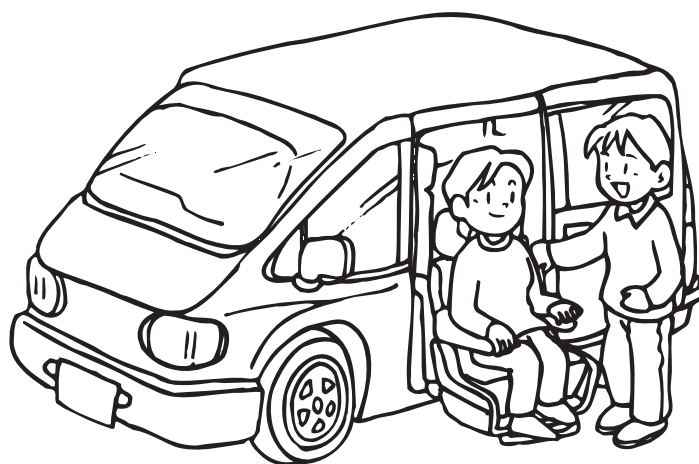
(1) 日中一時支援

日中において介護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がいのある人について、日中、障がい福祉サービス事業所、障がい者支援施設等において活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等を支援するとともに、家族の就労支援及び一時的な休息を図ることを目的として実施します。

■サービス見込み量

第2期計画期間の利用実績、利用ニーズ等を勘案し、下記のとおり見込みます。

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
日中一時支援	実施箇所	3	4	4
	実人数(人/年)	23	26	28



第7章 サービス見込み量確保の方策

1. 訪問系サービス

現在、町内2事業所、町外2事業所によりサービスが提供されています。

利用増が見込まれることから、事業所と連携・調整を図り、サービス提供体制の充実に努めます。

2. 日中活動系サービス

利用者のニーズに対応して過不足無くサービスが提供されるよう、既存事業所との連携・調整を図り、整備を進めます。

また、就労移行支援事業や就労継続支援事業に関しては、地域の関係機関や団体と連携しながら、雇用促進に努めるとともに、自立した生活を支えることができるよう、工賃の確保にも留意します。

また、放課後等デイサービスや短期入所に関しては、身近な地域で利用できるよう、サービス提供体制の整備に努めます。

3. 居住系サービス

共同生活援助（グループホーム）や共同生活介護（ケアホーム）については、障がいのある人の地域生活への移行等に対応するために整備が求められていることから、近隣市町や当事者団体との連携等により、公営住宅や空き家などの活用を検討し、生活の場の確保に努めます。

また、施設入所支援については、認定審査会を通じて決定する障がい程度区分に基づき、必要な人が利用できるよう努めていきます。

4. 相談支援

計画相談支援は、すべてのサービス利用者を対象にしており、平成26年度までの3年間で段階的に拡大していきます。それにより、計画作成（モニタリング）を行う、指定特定相談支援事業所の体制整備が必要なことから、町内及び近隣市町所在事業所に相談支援専門員の配置を推進します。

地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）は、入院や入所から地域生活に移行するための準備に必要な支援や24時間対応の相談支援が行なえるよう関係機関と調整を図ります。

5. 地域生活支援事業

障がい者相談支援事業では、今後も相談内容の多様化が予測されることから、障がいの状況や特性に対応できるよう、相談支援窓口の増設と相談員の資質の向上に努めます。

地域自立支援協議会では、必要な専門部会の設置を進めます。

相談支援機能強化事業では、広域的な運営により専門職の配置に努めます。

住宅入居等支援事業では、体制整備に努めます。

成年後見制度利用支援事業では、必要な方の利用申立ての支援等を行いません。

コミュニケーション支援事業については、障がいのある人の社会参加が促進されるよう、手話通訳者や要約筆記者の養成・確保に努め、サービスの充実を図ります。

日常生活用具給付等事業については、障がいのある人のニーズにあった種目を給付できるよう定期的な種目等の見直しを検討します。

移動支援事業については、県や近隣市町、サービス提供事業者と連携し、ガイドヘルパーの育成と確保を図ります。

地域活動支援センターについては、障がいのある人の地域における交流の場、憩いの場として、事業者の新規参入の働きかけを行いサービスの充実を図ります。



第8章 計画の推進

1. 計画の進行管理及び評価

国の基本指針に即して、健康福祉課において年度ごとに計画に定める数値目標等の点検及び評価を行います。

次期計画策定前には、計画の実施状況を確認し評価を行います。あわせて、第三者評価機関の役割を担う「神崎郡自立支援協議会」においても、意見及び評価を求め計画の推進を図ります。

2. 連携体制の強化

(1) 地域自立支援協議会との連携

障がいのある人が施設等から地域生活へ円滑に移行できるように、また自らの選択により住み慣れた地域で必要なサービスを受けながら自立した生活が送れるように、神崎郡自立支援協議会において、保健・福祉・労働・教育等の関係団体及びサービス提供事業者等との連携を図ります。

(2) 関係団体・民間企業等との連携

障がいのある人の地域移行や就労支援などを進めるためには、行政だけではなく、住民、関係団体、関係機関、民間企業等の協力が必要です。そのため、地域で連携しながら、計画の推進を図ります。

3. 障がい福祉サービスについての情報提供

必要とする障がい福祉サービスを誰もが適切に利用できるよう、サービス内容や利用手続き等の情報提供に努めます。

4. サービスの質の確保

利用者が適切なサービスを選択できるよう、事業者によるサービス評価の実施や評価結果の情報提供に努めるなど、サービスの質の確保に努めます。

【 資 料 】

- 用語解説
- 第2次福崎町障がい者プラン及び第3期障がい福祉計画策定経過
- 福崎町障がい者プラン及び福崎町障がい福祉計画策定委員名簿
- 福崎町障がい者福祉プラン及び福崎町障がい福祉計画策定委員会設置要綱

用語解説

あ

一般就労

労働関係法の適用を受けて一般企業で働くこと。

か

共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う。

共同生活介護（ケアホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事などの介護を行う。

居宅介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護を行う。

ケアマネジメント

障がいのある人のニーズや家族等の状況をふまえ、さまざまな社会資源との間に立ち複数のサービスを適切に結びつけ、調整を図りつつ、包括的かつ継続的にサービス提供を確保する援助方法。

行動援護

自己判断能力が制限される人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。

さ

施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事などの介護を行う。

児童発達支援

障がいのある子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うサービス。

重度障がい者等包括支援

介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。

重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う。

就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

就労継続支援（A型・B型）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。A型は雇成型、B型は非雇成型を指す。

障がい程度区分

障がい福祉サービスの必要性を明らかにするため障がいのある人の心身の状態を総合的に示す区分。障がい程度区分は福祉サービスの必要性を明らかにするため、区分1（軽度）から区分6（重度）の6段階に分かれている。全国統一の調査項目をもとに、主治医意見書と特記事項を参考資料とし、審査会によって障がい程度区分の判定が行われる。

自立支援医療

平成18年4月から、従来の精神通院医療費公費負担制度、育成医療及び更生医療が再編され、障がい者自立支援医療となる。

自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行う。

生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービス。

成年後見制度

家庭裁判所の手続きを通じて、成年後見人・保佐人などが障がいにより判断能力が十分でない人を保護するため、その人の身の回りに配慮した財産管理などを行う。

た

短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気やその他の理由により介護ができない場合などに、短期間、夜間も含めて施設で、入浴、排せつ、食事などの介護を行う。

地域活動支援センター

創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設。

地域自立支援協議会

サービス利用計画の作成などを含む相談支援事業を適切に実施していくために設置される協議会。機能としては、①中立・公平性を確保する観点から、相談支援事業の運営評価、②具体的な困難事例への対応のあり方についての指導・助言、③地域の関係機関によるネットワークの構築があげられる。

注意欠陥・多動性障がい（AD/HD）

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障がいで、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。

同行援護

移動に著しい困難を有する視覚障がいのある人に対し、外出時において移動等に関する援助を行うサービス。

特別支援教育

従来の特殊教育の対象の障がいだけでなく、学習障がい（LD）、注意欠陥・多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症を含めて障がいのある子どもの自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難の改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う。

な

内部障がい

身体障がい者福祉法に定められた身体障がいのうち、心臓機能障がい、じん臓機能障がい、呼吸器機能障がい、ぼうこう・直腸機能障がい、小腸機能障がい、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい、肝臓機能障がいの7つの障がいの総称。

日常生活用具

日常生活上の利便性を図るための用具で、①介護・訓練支援用具、②自立生活支援用具、③在宅療養等支援用具、④情報・意思疎通支援用具、⑤排せつ管理支援用具、⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）以上の6種類の用具がある。

は

放課後等デイサービス

在学中の障がいのある子どもに対して、通所施設において生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を目的とするサービス。

補装具

身体機能を補完し、又は代替し、かつ長期間にわたり継続して使用されるもので、義肢、装具、車いす等の器具をいう。

ま

民生委員児童委員

民生委員は、民生委員法に基づいて市町村の区域に設置され、地域住民の相談に応じ必要な支援を行い、市町村・県の推薦により厚生労働大臣から委嘱される。任期は3年で、職務は①地域住民の生活実態の把握、②援助を必要とする者への相談・助言、③社会福祉施設への連絡と協力、④行政機関への業務の協力などである。また、児童福祉法による児童委員も兼ねている。

ら

療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う。

第2次福崎町障がい者プラン及び第3期障がい福祉計画策定経過

年月日	事項
平成23年7月11日	第1回策定委員会 ①委員委嘱 ②障がい者基本法及び障がい者福祉プランの概要について ③障がい者自立支援法及び障がい福祉計画の概要について ④策定スケジュール ⑤福崎町障がい者の状況 ⑥サービスのしおり福崎町の福祉について ⑦アンケート調査票（案）について他
平成23年8月	障がい者アンケート調査の実施
平成23年9～11月	当事者団体ヒアリングの実施
平成23年11月18日	第2回策定委員会 ①アンケート結果公表 ②各計画素案の提示他
平成24年1月27日	第3回策定委員会 ①各計画案の提示他 （障がい者福祉プランのタイトルについて） （障がいの「がい」について） （当事者団体からの意見について）
平成24年2～3月	各計画案に対するパブリックコメントの実施
平成24年3月21日	第4回策定委員会 ①パブリックコメントの意見募集結果 ②各計画案の提示及び承認他 （文言修正） （委員長によるアンケート分析結果）

福崎町障がい者プラン及び福崎町障がい福祉計画策定委員名簿

区分	所属・役職名	氏名
住民代表	民生常任委員会 委員長	難波靖通
	民生委員児童委員協議会 副会長	三木良子
	区長会 会長	中田光夫
	一般公募	中井廣彰
当事者団体及び家族代表	中播磨峰の会家族会 理事長	米 靖弘
	身体障がい者福祉会 会長	片山高一
	手をつなぐ育成会 会長	難波和子
保健、医療、福祉関係者	社会福祉法人中播福祉会 施設長	○ 内井一也
	社会福祉法人高岡の里福祉会 施設長	杉岡 進
	社会福祉協議会 事務局長	三木雅人
	医療法人内海慈仁会姫路北病院 看護部長	安田賢三
	ケアステーションかんざき チーフ	西本 寛
有識者	近畿医療福祉大学 社会福祉学部教授	◎ 山西辰雄
	社会福祉士	上野隆利
行政機関	中播磨健康福祉事務所 保健師	森田千尋
	公共職業安定所 統括職業指導官	吉川多佳子
	学校教育課長	後藤守芳

※ ◎は委員長 ○は副委員長

福崎町障がい者福祉プラン及び福崎町障がい福祉計画策定委員会 設置要綱

平成23年4月25日告示第58号

(設置)

第1条 誰もが住み慣れた地域において自立した生活が送られるように、障がい者基本法（昭和45年法律第84号）第9条及び障がい者自立支援法（平成17年法律第123号）第88条に基づき、福崎町障がい者福祉プラン及び福崎町障がい福祉計画の策定に関し必要な事項について審議するため、福崎町障がい者福祉プラン及び福崎町障がい福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員)

第2条 委員会は、次に掲げる者のうちから別表1及び別表2のとおり町長が委嘱し、又は任命する委員で構成する。

- (1) 住民代表
- (2) 有識者
- (3) 障がい者当事者団体及び家族会の代表者
- (4) 保健、医療、福祉機関の職員
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、町長が委員を委嘱又は任命した日から当該計画策定の事業が完了するまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選によりこれを選任し、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

- 2 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議決の方法は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成23年5月1日から施行する。

(特別措置)

2 この告示の施行の日以後に開かれる最初の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、町長が召集する。

別表 1

福崎町障がい者福祉プラン策定委員会委員	
区分	所属
住民代表	町議会
	民生委員児童委員協議会
	区長会
	公募による委員
当事者団体及び家族会代表	中播磨峰の会家族会
	身体障がい者福祉会
	手をつなぐ育成会
保健、医療、福祉関係者	社会福祉法人 中播福祉会
	社会福祉法人 高岡の里福祉会
	社会福祉法人 福崎町社会福祉協議会
	医療法人内海慈仁会 姫路北病院
	ケアステーションかんざき
有識者	近畿医療福祉大学
	社会福祉士
行政機関	中播磨健康福祉事務所（保健所）
	公共職業安定所
	学校教育課長

*各所属からの人数は各1名とし、公募による委員は2名以内とする。

別表 2

福崎町障がい福祉計画策定委員会委員	
区分	所属
住民代表	民生委員児童委員協議会
当事者団体及び家族会代表	中播磨峰の会家族会
	身体障がい者福祉会
	手をつなぐ育成会
保健、医療、福祉関係者	社会福祉法人 中播福祉会
	社会福祉法人 高岡の里福祉会
	社会福祉法人 福崎町社会福祉協議会
有識者	近畿医療福祉大学
	社会福祉士

* 各所属からの人数は各 1 名とする。

福崎町第3期障がい福祉計画
(平成24～26年度)

平成24年3月

発行：兵庫県 福崎町

679-2280 兵庫県神崎郡福崎町南田原 3116-1

電話：0790-22-0560（代表）FAX：0790-22-5980

ホームページ：<http://www.town.fukusaki.hyogo.jp/>

E-mail：fukushi@town.fukusaki.hyogo.jp